

盛岡市子ども科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○盛岡市子ども科学館条例</p> <p>昭和58年3月25日条例第13号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市子ども科学館条例</p> <p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が学校の教育課程に基づく教育活動として使用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第8条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>個人使用料</td> <td>団体使用料</td> </tr> </table>	区分	個人使用料	団体使用料	<p>○盛岡市子ども科学館条例</p> <p>昭和58年3月25日条例第13号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市子ども科学館条例</p> <p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が学校の教育課程に基づく教育活動として使用するとき。</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。</p> <p>(3) <u>市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第8条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>個人使用</td> <td>団体使用</td> </tr> </table>	区分	個人使用	団体使用
区分	個人使用料	団体使用料					
区分	個人使用	団体使用					

改正後				改正前			
		(1人1回につき)	(1人1回につき)			(1人1回につき)	(1人1回につき)
展示室	一般	300円	240円	展示室	一般	200円	160円
	高等学校生徒	200円	160円		中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円
	中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円		中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円
プラネタリウム室	一般	450円	360円	プラネタリウム室	一般	300円	240円
	高等学校生徒	300円	240円		中学校生徒以下の者	100円	80円
	中学校生徒以下の者	150円	120円		中学校生徒以下の者	100円	80円

備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

備考

- 1 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で子ども科学館の展示室及びプラネタリウム室を使用する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。